

植栽地内行為の手引き

松戸市 街づくり部 みどりと花の課

047-366-7378

1. 許可の必要性

当課の管理下にある植栽地において、以下の行為を行う際には当課の許可が必要となります。なお、以下の行為に当てはまらない行為を行う際には、当課と協議を行ってください。

- ・歩道の切下げに伴う植樹帯・植樹柵の撤去および樹木の移植
- ・提灯・イルミネーション等人工物の設置
- ・工事等における樹木の一時撤去・現状復旧
- ・電線・電柱等を敷設する際に障害となる箇所の新定・切除

※歩道の切下げに関しては、別途道路維持課への申請が必要となります。

2. 植栽地内行為許可申請に必要な提出書類

植栽地内行為許可申請にあたって以下の書類を1部提出してください。

- ・植栽地内行為許可申請書
- ・平面図(図1参照)
- ・案内図
- ・現況写真(切り下げ区間が判別できる写真)

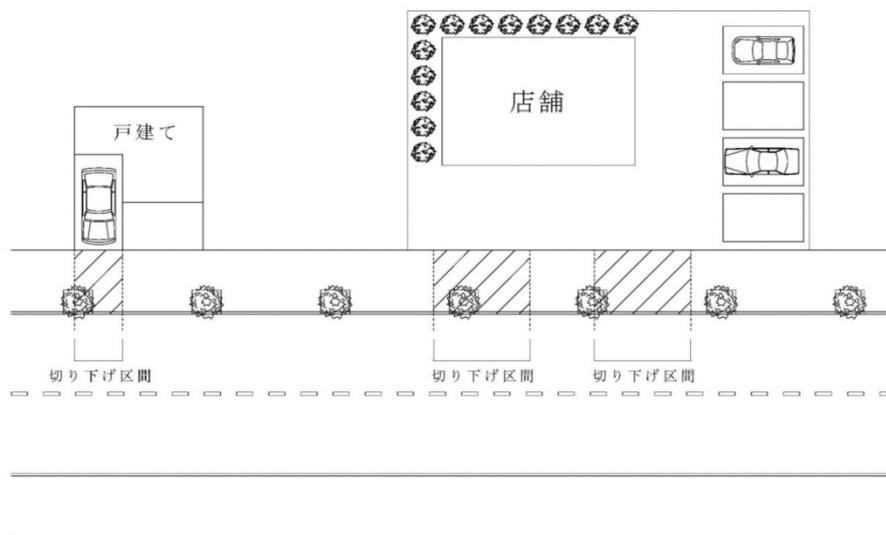
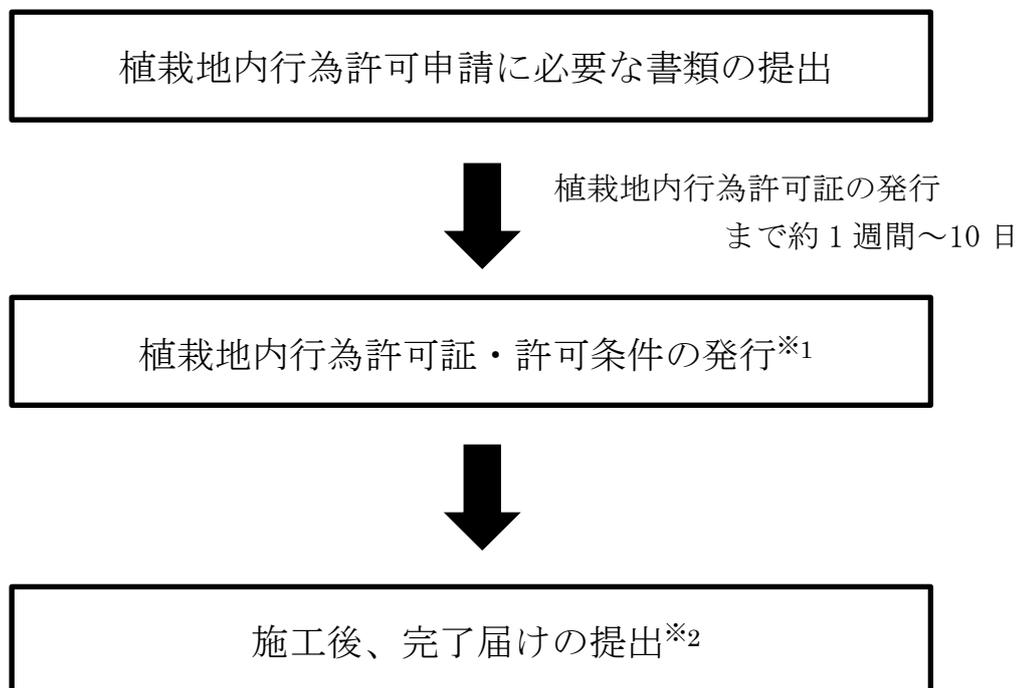


図1 平面図(例)

3. 植栽地内行為の手続き



※1 植栽地内行為の許可期間は、許可証が発行されてから1ヶ月を基本とします。行為期間が長期に亘る場合または限定される場合はお申し出ください。

※2 植栽の移植または一時撤去を行う場合、施工後に完了届に加えて枯木補償の念書の提出が必要となります。また、植栽地内行為完了後に市の検査を受け合格しなければなりません。(原則として検査への立会は求めません。また、合格の場合は特に連絡はいたしません。)

4. 植栽地内行為における留意点

(1) 樹木の移植・撤去・剪定等を行う場合

- ・施工は造園業者(又は造園技術者)により行ってください。
- ・施工に際し、根巻き・幹巻き等の養生を行ってください。
- ・施工に際し、客土を必要とする場合は畑土を使用してください。
- ・施工に起因した事故は申請者の責任において解決してください。

(2) その他の行為を行う場合

- ・植栽地内行為は、樹木に傷をつけないよう注意して行ってください。
- ・植栽地内行為は、歩行者および車両の通行に支障をきたさないよう行ってください。
- ・植栽地内行為に起因する事故は申請者の責任において解決してください。
- ・電気機器を設置する場合、屋外使用を前提とした防水性能を確保してください。

5. 植栽地内行為において、歩道の切下げに伴う植樹帯・植樹柵の撤去および樹木の移植を行う場合

- (1) 歩道の切り下げを行う箇所に植樹帯・植樹柵がある場合、幹周 60cm 未満の樹木は市の指定箇所への移植を基本とします。ただし、移植の難易度等を考慮し、市が移植は困難であると判断した場合はこの限りではありません。
- (2) 幹周 60cm 以上または移植が困難であると判断された樹木は伐採・抜根して適正に処分することを基本とします。伐採・抜根した樹木の代替は、市の指定箇所に幹周 15cm、樹高 3～5m 程度の樹木を植樹してください。ただし、移植の難易度等を考慮し、幹周 60cm 以上でも市が移植は容易であると判断した場合はこの限りではありません。また、代替で植樹する樹木は伐採・抜根した樹木と同樹種を基本としますが、市内の植樹帯・植樹柵の状況等により別樹種を植樹していただくこともあります。
- (3) 植栽地内行為に伴って、植樹帯・植樹柵を新設可能な区間ができた場合、当課と協議のうえ植樹帯・植樹柵を新設していただくことがあります。
- (4) 市の指定箇所は、同樹種が植樹されている近隣の植樹帯・植樹柵を基本としますが、以下の要項も踏まえた上で総合的に判断して決定します。
 - ・歩道の切り下げ・交差点部等からの距離
 - ・標識・電柱・街路灯等からの距離
 - ・植樹帯・植樹柵の状況
 - ・周辺環境との適合性

(5) 代替で樹木を植樹する場合、樹木の樹高は以下を基本とします。

植樹する樹木の分類	樹高(植栽時)
高木	3.0m 以上
中木	1.2m～3.0m
低木	1.2m 未満

6.費用

- (1) 植栽地内行為に要する費用は事業者の負担になります。
- (2) 植栽地内行為に要する費用については市では回答できません。また、特定の業者を紹介することもできません。